

NO. 16  
平成23年6月7日

企業年金連合会  
理事長 徳永哲男様

近畿地方協議会厚生年金基金部会総会  
会長 大阪薬業厚生年金基金  
理事長 井上信之  


### 企業年金の財政運営等に関する要望について

平成23年6月2日に開催されました近畿地方協議会厚生年金基金部会総会におきまして、「企業年金の財政運営等に関する要望」が決議されましたので、近畿地方協議会会長として、別紙のとおり申し出をいたします。

つきましては、要望事項実現のためご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

平成23年6月7日

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課  
課長 渡辺由美子様

企業年金連合会近畿地方協議会  
会長 大阪薬業厚生年金基金  
理事長 井上信之

### 企業年金の財政運営等に関する要望

平成20年度の企業年金資産の運用状況は厳しく、多くの基金で資産が大幅に減少し、決算及び財政再計算に向けての財政運営の弾力化措置が行われた。その後、平成21年度の年金資産の運用状況は改善したが、平成22年度においては、東日本の大震災の影響もありマイナス運用となり年金資産や事業運営にも影響を与えている。また、現在のところ各国の金融・経済政策によって世界経済は最悪期を脱しつつあるが、円高等により日本経済は大きな打撃を受け、今後も企業業績については予断を許さない状況である。

現行の企業年金の財政運営基準は、比較的安定した資産運用環境を前提としており、現下のボラタイルな状況を想定していない。そのため、現行の基準をそのまま適用することは、単年度の決算の不足金により掛金の引上げにつながる場合があり、ひいては短期的視野に立った企業年金の廃止論議を引き起こす可能性がある。

しかも、今の厚生労働省の方針を見ると、代行割れ基金は分割して解散しなさい、その他の基金は代行割れしない内に解散してくださいという方針が見て取れる。

については、厚生年金基金制度の意義を考え、長期にわたり安定的な制度運営を行うことにより、従業員の退職後の生活保障における企業年金の役割を引き続き果たせるようにするという観点から、別添のとおり要望を行うものである。

1. 掛金対応猶予については、平成25年3月末まで延長する。
2. 資産運用の環境に応じて機動的に対応する措置
  - (1) 許容繰越不足金の許容幅を拡大する。
  - (2) 数理的評価の平滑化期間を延長する。
3. 財政運営基準等の見直しに関する措置
  - (1) 下方回廊方式（許容繰越不足金を超える不足金のみを解消）を恒久的な措置とする。

また、財政再計算時にも下方回廊方式を任意で適用することができるとしている。
  - (2) 財政検証について、継続基準のみ掛金対応を行う。
  - (3) 資産評価調整加算（控除）額を資産に加減する仕組みに改める。
  - (4) 代行型から加算型への変更を行う場合、繰越不足金の償却について猶予を行うことができる。
  - (5) 変更計算において、基礎率の見直しを行った場合には、次回の財政再計算は変更計算から5年後とすることができる。
  - (6) 代行給付相当額の算定について、基金の実態を反映したものとする。
  - (7) 最低責任準備金調整加算（控除）額の算出に用いる厚生年金本体利回りの通知を早期化する。
4. その他関連事項
  - 給付減額の要件を見直す。